

令和7年 就労条件総合調査 特別集計結果 (労働組合の有無×企業規模)

厚生労働省 政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）

労働組合の有無、主な週休制¹⁾の形態別企業割合

(単位：%)

企業規模・年	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休2日制	完全週休2日 制より休日日 数が実質的に 少ない制度 ²⁾	完全週休 2日制	何らかの 週休3日制	完全週休3日 制より休日日 数が実質的に 少ない制度 ³⁾	完全週休 3日制	完全週休3日 制より休日日 数が実質的に 多い制度 ⁴⁾
令和7年調査計	100.0	5.6	92.6	27.1	65.5	0.9	0.9	0.0	0.2
1,000人以上	100.0	1.4	95.7	17.8	77.9	2.1	2.1	—	0.2
300～999人	100.0	1.9	94.8	21.6	73.2	2.2	2.2	—	—
100～299人	100.0	3.6	94.2	23.5	70.7	1.0	1.0	0.1	0.0
30～99人	100.0	6.7	91.7	29.1	62.6	0.7	0.7	—	0.2
労働組合有り	100.0	4.8	94.2	24.9	69.3	0.6	0.6	—	0.0
1,000人以上	100.0	1.6	95.0	17.4	77.6	2.5	2.5	—	0.4
300～999人	100.0	3.0	94.7	24.7	70.0	2.0	2.0	—	—
100～299人	100.0	3.5	95.7	24.9	70.8	—	—	—	—
30～99人	100.0	7.2	92.8	27.1	65.7	0.0	0.0	—	—
労働組合無し	100.0	5.7	92.3	27.4	65.0	1.0	0.9	0.0	0.2
1,000人以上	100.0	1.1	96.7	18.4	78.3	1.5	1.5	—	—
300～999人	100.0	1.4	94.8	20.3	74.6	2.3	2.3	—	—
100～299人	100.0	3.6	93.9	23.3	70.7	1.2	1.1	0.1	0.0
30～99人	100.0	6.7	91.6	29.2	62.4	0.8	0.8	—	0.2

注：1)「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

2)「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制等をいう。

3)「完全週休3日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休3日制等をいう。

4)「完全週休3日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日より多く、3勤4休等をいう。

労働組合の有無、変形労働時間制の有無、種類別企業割合

(単位：%)

企業規模・年	全企業 ¹⁾	変形労働時間制がある企業	変形労働時間制の種類（複数回答）				変形労働時間制がない企業
			1年単位の 変形労働 時間制	1か月単位の 変形労働 時間制	1週間単位の 非定型的変形 労働時間制	フレックス タイム制	
令和7年調査計	100.0	60.2	30.3	26.4	1.1	8.3	38.9
1,000人以上	100.0	82.7	22.3	53.4	0.8	34.5	16.9
300～999人	100.0	76.1	24.7	45.6	0.4	22.6	23.6
100～299人	100.0	68.1	28.8	35.3	1.0	11.5	31.5
30～99人	100.0	55.3	31.6	20.7	1.2	4.9	43.6
労働組合有り	100.0	67.6	33.1	27.4	1.0	19.5	32.3
1,000人以上	100.0	83.8	22.5	50.8	0.8	42.0	15.6
300～999人	100.0	77.4	30.6	37.2	0.5	32.6	22.5
100～299人	100.0	66.5	33.4	25.3	0.3	21.6	33.5
30～99人	100.0	59.8	36.9	18.4	1.8	6.5	40.2
労働組合無し	100.0	59.2	29.9	26.3	1.1	6.7	39.9
1,000人以上	100.0	81.0	22.0	57.3	0.7	23.6	18.8
300～999人	100.0	75.5	22.1	49.3	0.4	18.3	24.1
100～299人	100.0	68.4	27.9	37.3	1.2	9.5	31.1
30～99人	100.0	54.9	31.2	20.9	1.2	4.8	43.9

注：1)「全企業」には、変形労働時間制の有無が「不明」の企業を含む。

労働組合の有無、時間外労働の割増賃金率の定めの有無、定め方、割増賃金率階級別企業割合

(単位：％)

企業規模・年	全企業 ¹⁾	定めて いる ²⁾	時間外労働の割増賃金率の定め方					定めて いない
			一律に定め ている ³⁾⁴⁾				時間外労働時 間数等に応じ て異なる率を 定めている	
時間外労働の割増賃金率階級		25%	26%以上					
令和7年調査計	100.0	94.5	85.6	(100.0)	(94.5)	(4.6)	8.7	5.1
1,000人以上	100.0	99.6	89.1	(100.0)	(82.7)	(17.3)	10.4	0.4
300～999人	100.0	98.1	86.9	(100.0)	(87.2)	(12.7)	10.7	1.7
100～299人	100.0	96.4	87.9	(100.0)	(92.3)	(6.9)	8.5	3.1
30～ 99人	100.0	93.3	84.6	(100.0)	(96.4)	(2.6)	8.5	6.2
労働組合有り	100.0	98.4	86.2	(100.0)	(80.7)	(18.7)	11.5	1.6
1,000人以上	100.0	99.8	86.2	(100.0)	(72.0)	(28.0)	13.6	0.1
300～999人	100.0	99.4	84.2	(100.0)	(69.7)	(30.3)	14.5	0.6
100～299人	100.0	99.3	89.3	(100.0)	(74.8)	(24.7)	10.0	0.7
30～ 99人	100.0	97.0	84.9	(100.0)	(92.2)	(6.8)	10.6	3.0
労働組合無し	100.0	93.9	85.5	(100.0)	(96.4)	(2.7)	8.3	5.5
1,000人以上	100.0	99.2	93.2	(100.0)	(97.3)	(2.7)	5.8	0.8
300～999人	100.0	97.5	88.0	(100.0)	(94.6)	(5.4)	9.1	2.3
100～299人	100.0	95.8	87.6	(100.0)	(95.8)	(3.4)	8.2	3.6
30～ 99人	100.0	93.0	84.6	(100.0)	(96.8)	(2.3)	8.3	6.4

注：1)「全企業」には、時間外労働の割増賃金率の定めの有無が「不明」の企業を含む。

2)「定めている」には、時間外労働の割増賃金率の定め方が「不明」の企業を含む。

3) () 内の数値は、時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業を100とした割合である。

4)「一律に定めている」には、時間外労働の割増賃金率が「不明」の企業を含む。